

DCプランナーのためのスキルアップ塾①

「スキルアップ公的年金」

在職老齢年金の仕組みと概要



全国社会保険労務士会連合会
街角の年金相談センター運営本部 研修主幹

花輪 賢一 (はなわ けんいち)

プロフィール / 1984年山梨社会保険事務局に採用され、社会保険事務所等勤務を経験し2007年4月退職。現在は、全国社会保険労務士会連合会街角の年金相談センター運営本部で職員研修に従事する傍ら、専門誌等への執筆、監修等活動を行っている。社会保険労務士。

●在職老齢年金制度の歴史と変遷

昨今、とみにクローズアップされている在職老齢年金ですが、その歴史は古く、厚生年金制度創設時までさかのぼります。厚生年金(老齢年金)制度の根幹は「退職された方に年金を支給する」制度ですから、当初の制度は年金支給開始年齢に到達しても在職(厚生年金に加入)している場合、老齢年金はいったん「失権」となり、退職後に再度「裁定」する措置が採られておりました。

その後、1965年6月に一部の方(受給資格期間を満たした65歳以上の被保険者)に在職支給停止する制度を導入、その後順次適用範囲が拡大、支給停止基準が変更されてきております。しかし、従前の在職支給停止制度は、在職中の給与に応じて受給年金額を一定割合でカットする方式が採られていたため、「給与が下がったが、その低下を補填する年金の支給が受けられない」といった問題点がありました。

こうした点を踏まえ、最終的には2005年4月より、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額により支給停止額を決める、現在の方式が全ての老齢厚生年金受給者に適用され、さらには2007年4月より70歳以上の被用者(厚生年金は年齢により資格喪失しているが、在職中により健康保険制度のみ加入している者)についても65歳以上の厚生年金被保険者に適用されている在職支給停止制度が

同様に適用され、現在に至っております。

●「28万円」と「46万円」

よく、「65歳未満の方は28万円を超えると支給停止、65歳以上の方は46万円を超えると支給停止」と言われますが、この違いについて少し触れてみたいと考えます。

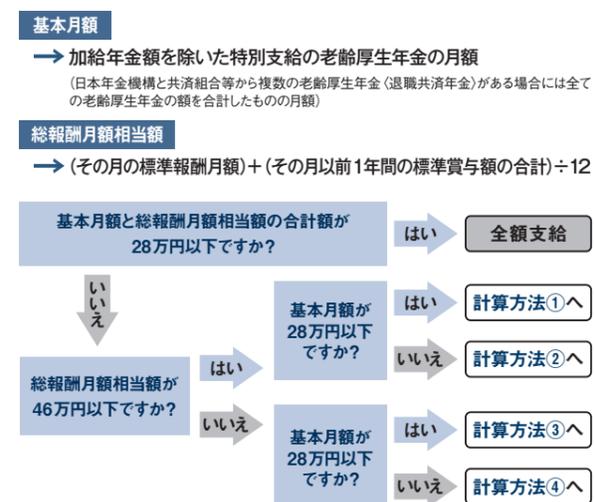
まず「28万円」ですが、正確には「支給停止調整開始額」と言い、標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)を基に算出されており、基準額(28万円)に新規裁定者の改定に応じてスライドさせる仕組みです。昨今の年金額に大幅な金額の増減が無いことから、今のところ固定している、といった状況です。

次に「46万円」ですが、正確には「支給停止調整(変更)額」と言い、現役男子被保険者の平均的賃金を基に算出されており、基準額(48万円)に2005年度以降の各年度の目賃金変動率を乗じて自動スライドさせる仕組みです。この数字は時々変動するので注意

が必要で、最近5年間でも、2013年～2014年は「46万円」、2015年～2016年は「47万円」、2017年～2018年は「46万円」となっております。

時々この「28万円」と「46万円」の違いについて尋ねられますが、上記のような説明をしても一般の方にはなじみがなく、かえって混乱させるばかりですので、私自身は「28万円」については、「元々厚生年金は在職中の

図表1 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

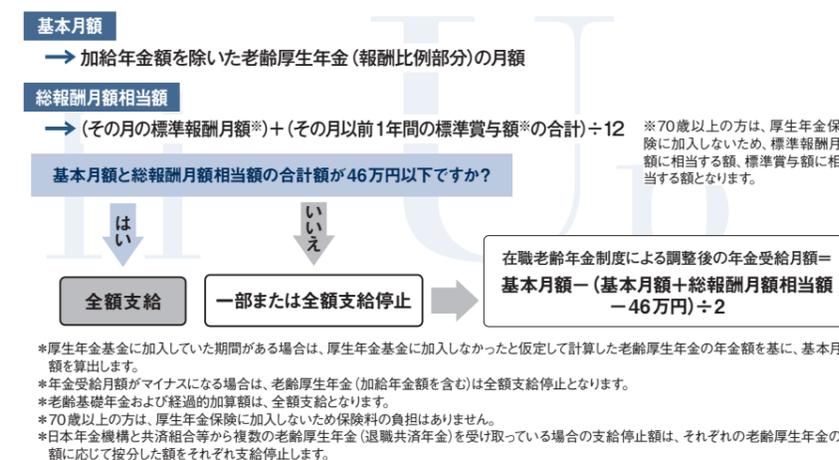


〈計算方法〉

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝
 計算方法①: 基本月額－(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円)÷2
 計算方法②: 基本月額－総報酬月額相当額÷2
 計算方法③: 基本月額－{(46万円＋基本月額－28万円)÷2＋(総報酬月額相当額－46万円)}
 計算方法④: 基本月額－{46万円÷2＋(総報酬月額相当額－46万円)}

*厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額を基に、基本月額を算出します。
 *年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金を含む)は全額支給停止となります。
 *日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

図表2 65歳以降の在職老齢年金の計算方法



方のご遠慮くださいという制度だったので、それじゃ生活が成り立たなくなってしまうので一定の基準を作って給与補填をしている制度です」と、「46万円」については、「年金を支えている若い世代の負担を軽減するため、申し訳ありませんが収入の多い方は協力してください、と言っている制度です」と説明するようにしています。

●60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

計算方法がケースに応じて異なりますので、詳しくは左の図表1をご覧ください。簡単に言うと、「①ボーナス込み月収と厚生年金の合計額が28万円を上回る場合は賃金の増加2に対し年金額1を停止。②ボーナス込み月収が46万円を超える場合は賃金が増加した分だけ年金を停止」となります。

なお、定年後再就職で60歳以降賃金が下がった方に対する補填制度として、雇用保険の「高年齢雇用継続給付制度」がありますが、これを受給している場合、給与(標準報酬月額)の下降率に応じてさらに年金が支給停止(最大標準報酬月額の6%)されますので、併せて注意が必要です。

●65歳以降の在職老齢年金の計算方法

上の図表2をご覧ください。簡単に言うと、「①基礎年金は全額支給する。②ボーナス込み月収と厚生年金(報酬比例部分)の合計が46万円を

上回る場合には賃金の増加2に対し年金額(報酬比例部分)1を停止」となります。

なお、先述のとおり、この計算方法は70歳以上の被用者にも適用されますので、時々「厚生年金を掛けていないのに支給停止ってどういうこと」と疑問を投げかけてくる方もおり、この対応に注意が必要です。

●年金額試算の際に注意すること

よく、「年金を多くもらうために給与をいくらまで下げたら良いか」といった相談を受けますが、この場合の注意事項として以下2点を頭に入れておくべき、と考えます。

(1)「高年齢雇用継続給付」の受給額も加味して考える

60歳から65歳まで在職老齢年金を受給される場合、当然給与が上がるにつれ年金額が減額されますが、同時に高年齢雇用継続給付の受給額も減額されることになります。

過去、60歳以降の給与額に併せて、在職老齢年金および高年齢雇用継続給付の受給額がどう変わり、月収がいくらになるか試算してみたことがありますが、ある一定のライン(人によって異なる)で上り幅がギリ貧、ともすれば金額が固定する、といった結果が得られ、一概に「給与を下げれば良い」とは言えない、と思ったことがあります。

この場合、退職後の年金額、および雇用保険の「基本手当(失業給付)」のことも考えて対応していかなければならないと考えま



すが、退職後の年金額については、次の(2)も頭に入れて考えなければならぬと考えるところです。

(2)厚生年金の加入月数を考える

老齢厚生年金は基本的に、「定額部分(厚生年金加入月数によって計算。実際は20歳～60歳の期間における老齢基礎年金相当額を差し引き、『経過的加算(差額加算)』の形で支給)」と「報酬比例部分(平均標準報酬額(再評価率を加味した生涯賃金を月割にしたもの。再評価率は本人の生年月日および加入した時期によって異なる)に加入月数と一定乗率を掛けて計算)」の合計で計算されます。

このうち定額部分については計算月数に上限があり、1946年4月2日以降生まれの方は480月(40年)が上限で、これ以上掛けると定額部分は増えないことになります。

また、報酬比例部分については計算月数の上限は無いものの、大幅に給与を下げると平均標準報酬額が下がることとなりますが、在職停止の期間も含めて報酬比例部分は計算されることになります。

なお、厚生年金加入月数が480月(40年)未満の場合、定額部分の増加(2018年現在、定額部分の単価1,625円)もあります。

●最後に

昨今、厚生労働省において「雇用の変容と年金」と題し、高齢期の長期化、就労の拡大・多様化と年金制度について議論が始まっており、今後この議論が進むにつれ、雇用保険制度や年金制度についてもさらに変容してくるものと見込まれます。

その結果として当然、在職老齢年金制度についても変わってくるものと考えますので、私たちはこの動向を注視し見守っていく必要がある、と思量するところです。

(注)本稿は2018年4月現在の数値により策定。年金額改定により2019年4月より一部数値に変更があります。